

別紙①

単 価 契 約 書

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、下表のA重油の納入について次のとおり契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、この契約に関する一切の義務を履行するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から平成31年3月31日までとする。

第3条 乙は、甲から契約物件の購入申込みがあったときは、下単価をもって別に甲の指定した場所及び期間内に納入するものとする。

表

品 名	規 格 品 質	単 位	単 価 (うち税額)
重 油	A重油1種2号	リットル	円 (円)

第4条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき、又は、履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 契約解除の申込みがあったとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 前各号のほか、乙又はその代理人が契約条項に違反したとき。

第5条 この契約の解除による乙の被る損害について、甲は賠償の責を負わないものとする。

第6条 この契約書に規定していない条項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれその1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
契約担当者
紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割29番地1
岩手県立療育センター
所長 嶋 田 泉 司 印

乙

別紙②

災害時におけるA重油の優先供給に関する協定（案）

発注者 社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団 と受注者 とは、災害発生時における岩手県立療育センターへのA重油の確保を図るため、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において病院としての機能を維持するため、発注者が必要とするA重油について、受注者の協力により需給されるために必要な事項を定めるものとする。

（A重油の供給要請）

第2条 発注者は、災害時における燃料の確保を図るために必要があると認められたとき、受注者に対して、文書によりA重油の優先供給を要請するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 受注者は、発注者からの要請を受けたときは、速やかに必要な量を供給するものとする。

（協議事項）

第4条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限と協力支援）

第5条 この協定の有効期限は、締結日から平成31年3月31日までとする。

ただし、協定締結後に受注者が納入者ではなくなった場合においても、受注者は納入者が被災するなど非常の事態が生じたときに発注者の要請を受けて可能な限り支援するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
契約担当者
岩手県立療育センター
所長 嶋田泉司 印

受注者